スーパーや市場等の事業者の皆様、
正しい計量はできていますか？

沖縄県計量検定所

【特定商品について】

スーパーや市場等で販売される商品の多くは、**計量法に基づく特定商品（主に、肉、魚、野菜、果物、惣菜などの調理食品）となり、「内容量」を表記する際には、「量目公差（計量法で定められた許容誤差の範囲）」を超えないように計量**しなければなりません**（計量法第12条第1項）**。

特に、**特定商品のうち、一部の商品（主に、肉類）については、密封（トレーにラップで包装等）して販売する際には、必ず「内容量」を表記し、「量目公差」を超えないように計量**しなければならない**（計量法第13条第1項）**。

この際、**計量法第13条第1項に基づく特定商品については、「計量した者の氏名または事業所の名称、住所」を付記**しなければなりません。また、**計量法第12条第1項に基づく特定商品についても、内容量を表記する際は、「氏名または名称、住所」を付記**しなければなりません**（計量法第13条第2項、第3項）**。

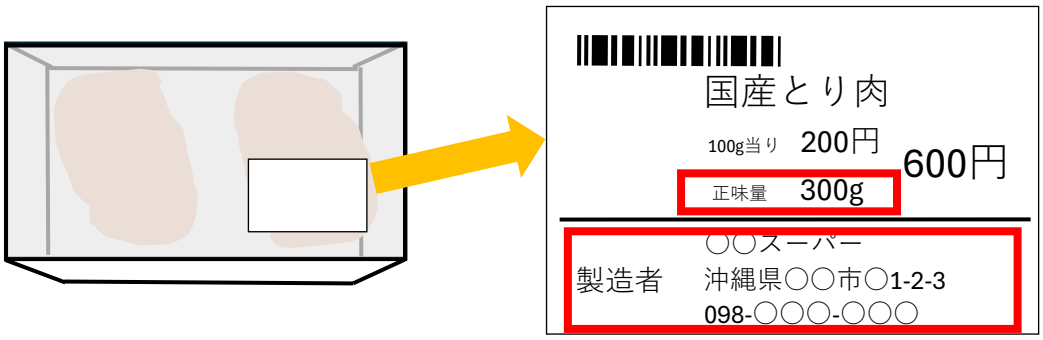

【計量法における商品の区分のイメージ】

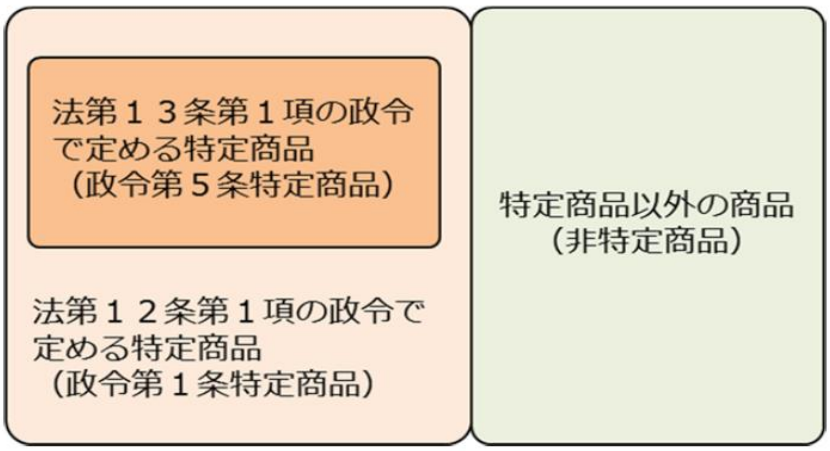

【はかりと風袋について】

商品を正しく計量するために使用する「はかり」について、**「検定証印等」が表示されているはかりを使用**しなければなりません。また、検定証印付きのはかりは、精度の確認のための**定期検査（もしくは代検査）を２年に１回受ける必要**があります**（計量法第19条第1項）**。

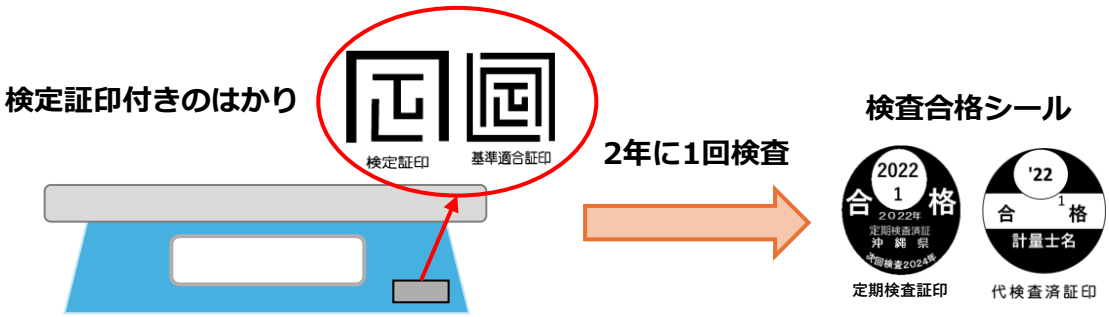

また、**量目不足となる主な原因として、商品の内容量に関係のない風袋（トレイ・ラップ・プラスチック容器、タレやわさびなどの添え物）を含んで、計量している**可能性があります。

内容量を表示する際は、風袋の重さを差し引いて、計量するように注意してください。

【特定商品の量目公差の一例】

特定商品は全部で29種類ありますが、主にスーパー・市場等でパック詰めしている商品について、下記のとおり量目公差の一例を示します。

特定商品	商品の表示量	量目公差
肉・豆類・小麦粉・精米など	5g以上　50g以下	4%
	50gを超え　100g以下	2g
	100gを超え　500g以下	2%
	500gを超え　1kg以下	10g
	1kgを超え　25kg以下	1%
魚・野菜・果物・惣菜等の調理食品など	5g以上　50g以下	6%
	50gを超え　100g以下	3g
	100gを超え　500g以下	3%
	500gを超え　1kg以下	15g
	1kgを超え　25kg以下	1%

【お問い合わせ】

沖縄本島地区（那覇市を除く）	沖縄県計量検定所	TEL：098-889-2775
宮古地区（宮古島市・多良間村）	沖縄県宮古事務所　総務課	TEL：0980-72-2551
八重山地区（石垣市・竹富町・与那国町）	沖縄県八重山事務所　総務課	TEL：0980-82-3040
那覇市	那覇市役所　市民生活安全課	TEL：098-862-9955

沖　縄　県